

2009年・新春号

CONTENTS

特別寄稿	3
株式会社 横河建築設計事務所 建築設計部 次長 福田 由弘	
年頭ごあいさつ	2
特集	4-6
今年の抱負を聞く!	
トピックス	7
・「平成 20 年度スチール・ドア契約適正 化全国研修会」開催される!	
スポットライト	8-10
・「ワンストップサービスセンター事業」 の活用法!	
人事労務委員会だより	11
シリーズⅢ	12
安全・安心なまちづくり 第 2 回 防犯環境設計 ・東京大学工学部都市工学科 教授 小出 治	
NEWS	3
・「改正建築士法」が施行される	
データ	13



年頭所感

2009年(平成21年)

年頭ごあいさつ

社団法人 日本シャッター・ドア協会
会長 岩部 金吾



明けましておめでとうございます。

旧年中は格別の御高配を賜り、厚くお礼を申しあげます。

さて、昨年は世界的な経済不況が我が国の実体経済にも波及し、景気の減速感さらには色濃くなりました。設備投資や個人消費が冷え込む中、年後半には雇用不安も拡がり社会的にも大きな課題となっております。

当協会会員を取り巻く事業環境も、一昨年の改正建築基準法による着工の遅れや鋼材等原材料価格高騰の影響等により、引き続き厳しい状況下におかれております。

こうした中で当協会は、昨年、「シャッター・ドアの点検法制化」「契約等適正化」「公益社団法人移行」等を重点事業として推進してまいりました。

「点検法制化」では、昨年、社会資本整備審議会(社整備、国交相の諮問機関)に『定期報告制度等ワーキンググループ(WG)』が設けられ、定期調査・検査資格者の講習制度の見直し等について検討されることになりました。昨年は、当協会からも委員が出席して9月、12月と2回の会合が開催されました。また、特殊建築物定期調査制度に関する一部法改正が行われ、防火シャッターの作動点検の実施などが調査項目に加わり、防火設備の安全点検に関する法整備の前進もありました。

また、「契約等適正化」に関しましては、例年開催している『スチール・ドア契約適正化全国研修会』を全国10カ所で実施し、昨年は356名が受講しました。さらに、かねてより検討課題としておりました“スチールドア設計図問題”(設計範囲を逸脱した作図要求)については、昨年、協会として『建具工事推奨納まり図』を完成させ、協会基準として取引関係の改善にも役立つものとなっております。

「公益社団法人移行」につきましては、昨年12月、新公益法人制度がスタートしましたが、当協会では『公益社団法人特別委員会』を設置し、今後の当協会の移行認定に向けての検討を開始したところです。

新しい年を迎えましたが、今年は、既に述べました「シャッター・ドアの点検法制化」及び「公益社団法人移行」について、さらに本格的な取り組みが必要であると考えております。

「点検法制化」につきましては、『定期報告制度等WG』において、今年度中に方向性が固められ、これを踏まえて制度改正が行われることになると思われます。当協会としても、従来から「シャッター・ドア保守点検専門技術者」を認定しており、今年度中には約6,500名に拡大する予定であり、引き続き実務面での体制づくりにも力を注いでまいります。

また、公益法人への移行事業に関しましては、従来からの諸事業について公益性に則った取り組みを方針としておりますが、今後、定款など基本事項の整備や、諸事業の遂行についてもさらにキメ細かく公益性に関する内容を具備させながら、公益社団法人への移行を果たしていきたいと考えております。

今年は、昨年来の激動とその結果起きるであろう大きな変革で、かつてない変化の年となるものと予想できますが、当協会にとりましても、大きな意味を持つ一年になると認識しております。

今年も、それぞれの事業に全力を注いでまいりますので、皆様からの変わらぬご支援ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

2009年 新春

「建築に問われる安全とは」

株式会社 横河建築設計事務所
 建築設計部 次長
 福田 由 弘



建築界では耐震構造設計偽装問題に事を発し、再発防止と建築物の安全設計確保をめざし、建築基準法等が改正されました。その結果、建築確認業務が停滞し設計事務所をはじめとする建設関連業界の経営悪化など広範囲に影響をもたらす事態となりました。その後に緩和措置が取られたことから、まだ混乱はあるものの落ち着き感も感じられるようになってきました。更に11月の改正建築士法の施行により建築士は倫理を求められ、建物の安全性を設計士の資格の基に問われることとなりました。

建築士は災害時に建物の倒壊や火災などから人命を守るだけでなく、防犯対策や建物にまつわる事故を未然に防ぐために策を講じるなど、建物を安心して使うための設計上の配慮も重要な責務と言えます。建築の設計では建物本体の設計のみならず、実際建物を使う人達の立場に立ち、人が建物の中を移動するのにエレベータやエスカレータ、建物の出入りに自動扉などを設計に含めていますが、近年これらのモータ駆動を中心としたものによる事故が起これり、安全対策上の話題になりました。2004年回転ドア

に小学校男児が、閉まりかかった回転ドアに駆け込み、ガラスドアと外壁部のあいだに頭を挟まれ死亡した事故、2006年マンションのエレベータに高校生が挟まれ死亡した事故、同年小学校において、業者2名による防火設備の点検中、下りてきた防火シャッターと床の間に児童が挟まれる事故、東京国際展示場で上りのエスカレータが急停止した後、下に動いてけが人を出した事故など、本来人が使うのに便利なものとして開発されてきたこれらの装置が事故により凶器と化して改善点を教え、更なる安全性を要求してきました。これら事故の多くは人為的なものとされますが、設計者は各メーカーによる製品改良に注視し、事故情報を生かして建物の設計上での配慮や二次的な安全対策を施す姿勢が大切です。

建物は多方面の技術により成り立つ集大成的産物であると同時に、その時代における最新の技術を導入して完成します。建物は引渡し後に一人歩きますが、未永く安全と共存させるには、設計者の安全に対する心配りと使う側の安全への理解と配慮の両立が必要だと考えます。

NEWS

「改正建築士法」が施行される

耐震偽装事件の再発防止のため、2007年6月に施行された「改正建築基準法」につづく第二弾として、2008年11月28日、①建築士の資質、能力の向上、②高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化、③設計・工事管理業務の適正化、消費者への情報開示の3点を柱とする「改正建築士法」が施行されました。

本改正により、建築士事務所に所属する建築士は、3年ごとの定期講習の受講が必要となるほか、設計・工事監理契約の締結前に、書面を交付して重要事項の説明を行うことなどが義務付けられました。

また、「構造設計一級建築士」「設備設計一級建築士」

の資格が新設され、2009年5月27日以降は、一定の建築物について、これら新資格をもった建築士による設計または法適合確認が義務付けられました。構造／設備設計一級建築士が関与していない場合は、建築確認申請書は受理されず、また工事着工も禁止されるため、各建築士事務所には移行期間中の体制整備が求められます。なお、構造／設備設計一級建築士の資格取得には、一級建築士として5年以上の経験と所定の講習の受講が必要となるほか、分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の建築設計等について、一括再委託（いわゆる丸投げ）の禁止が明文化されました。

2009年 今年の抱負



新しい年を迎え、当協会においても多くの検討テーマがありますが、それらの推進役である常任理事会の副会長、理事、および東・西支部長、常設三委員長に、今年の抱負、会員の皆様へのメッセージ等を寄せてもらいました。(会長は「年頭ごあいさつ」にて)



副会長 東田 誠之
田中サッシュ工業(株) 社長

明けましておめでとうございます。旧年中は会員各社におかれましては、様々な協会運営活動に対し、多大なご努力そしてご支援賜りました事を心より御礼申し上げます。

また、耐震偽装に端を発した建築不況、そして、サブプライムローンに端を発する米国発の世界同時不況。思い返すと2008年は我々業界にとっても大きな“転換期”でありました。

昨年から継続しているこの不況の波は、この2009年も我々業界に重くのし掛かってくることでしょう。しかし、ある意味では、この不況の中でしか見出せない新たなチャンスが存在することも確かです。我々は過去にもオイルショック・バブル崩壊など、今と変わらぬ不況の荒波を切り抜けて企業を存続発展させてまいりました。この力を持って、今後も企業発展に向け、皆様方のお力が発揮されることをお祈り申し上げます。

また、今後共協会運営に対し、益々のご助力ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

JSDA 会員の皆さま、明けましておめでとうございます。本年が幸多き年でありますようご祈念申し上げます。

また、昨年一年間の皆さま方のご支援、ご協力に厚く御礼申し上げますとともに、本年もシャッター・ドア等点検制度法制化、公益社団法人移行等の課題の取り組みに、会長を補佐し各理事と連携し、全力を尽くして業界発展のために努めてまいりますので、昨年にも増してのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、昨今の経営環境は、米国発の金融危機により世界各国の景気が急激な減速に転じ、百年に一度の危機的状況と巷間言われておりますが、我々シャッター・ドア業界も

建設・住宅市場の低迷から厳しい業況に置かれています。しかし、昔から『ピンチはチャンス』『チャンスはピンチの顔をしてやってくる』と言われるように、厳しいときこそ英知を結集した逆境の打開策が生まれるものです。

環境変化や直面する課題解決に、スピードを上げて対応を図ってまいりたいと思いますので、会員の皆さまの変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



副会長 中屋 俊明
三和ホールディングス(株) 取締役専務執行役員



専務理事 沖村 恒雄
(社)日本シャッター・ドア協会

明けましておめでとうございます。

さて、昨年後半は米国の金融危機を起因とする世界経済の減速が我が国の経済全般にわたって大きく影を落としてまいりました。今年は、このような社会経済情勢の変化の下で、将来を左右する重要な年になるのではないかと考えられます。

当協会におきましても、二つの特別事業であります点検の法制化及び公益社団法人への移行にとって極めて重要な年になると考えます。

点検の法制化に関しましては、当協会からも参画してい

る国土交通省社会資本整備審議会建築物等事故・災害対策部会定期報告制度WGにおいて検討が行われており、その路線を踏まえて、制度施行に向けた準備に入ることになると思います。

また公益社団法人への移行に関しましては、昨年12月以降当協会も法律上では特例民法法人となっており、5年間と定められている移行期間中に、当協会が目指す公益社団法人への移行認定を受けるため、定款等基本的事項について取りまとめることになると思います。

これらの重要な事業について、皆様のご指導ご協力をいただきながら取り組んでまいりたいと思っております。本年もよろしくようお願い申し上げます。

本年の事業推進にあたって

明けましておめでとうございます。

本年からは、昨 12 月 1 日新公益法人制度の施行に伴う諸事業の見直し、再構築が当協会の中心的課題となります。新法に定められた形式的要件は当然のこととして、法人の会計から運営に至る方針、実務もまた本制度の理念に沿って展開されるものと考えられます。

制度改革の目的は、「民による公益の増進」と唱われ、求められる「公益目的事業」は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものと理解されていますが、加えて事業の合目的性が問われ、単に公益的な事業目的であるか否かにとどまらず、事業を遂行する仕組みや手段、手法にお

いて公正性を担保することが必要条件となります。

当協会が永年にわたって推進してきた諸事業は、基本的に公益性を念頭に置いたものではありませんでしたが、当該事業の公益性を左右する要点は、多数の者の受益の機会が一般に開かれているか、そのための基準や情報が公開されているかにあり、事業を所管する委員会等にあつては、公益社団法人に移行するまでの間、以上の観点に立って事業内容等の精査に尽力されることを期待します。



理事 後藤 忠義
(株)日本シャッター製作所社長



理事 藤田 和育
東洋シャッター(株)社長

明けましておめでとうございます。

当協会も平成 12 年 12 月 12 日に産声を上げてから、早や 8 年を経て 9 年目に入り、会員数も 200 社を超えました。

この間、私は当協会の前身であります(社)日本シャッター工業会において、現協会への改組に関わる特別委員会に参画させていただき、また、現在は当協会の企画委員会

担当理事の職を拝命し、微力ながらその職を務めさせていただいております。

当協会では、現在、重要なテーマとして、シャッター及びドアの安全・安心を保全するための保守点検法制化の推進と共に、新公益法人制度移行に伴い、定款の整備や諸事業のあり方等についても積極的に審議を推し進めているところであります。

今年も岩部会長の下で微力ながら理事の任務を果たしてまいりますので、皆様のご支援ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

新年明けましておめでとうございます。

2009 年新春を迎え、会員企業の皆様のご繁栄とご健勝をお祈り申し上げます。

今年度は、理事と同時に基準委員会の担当理事の大役を仰せつかり、責任の重大性を痛感している次第です。昨年より、資源・原材料高や金融不安による景気減速の波を受け、厳しい環境となっております。当協会も、シャッター・ドアの品質や性能をより信頼されるものとするため、四つの重点方針を掲げ活動を推進しておりますが、基準委員会としましても今年は、さらにテーマに深掘りを掛け

取り組むことになると思います。協会としての活動が、社会からより信頼されるべく、協会会員の皆様の総意と御支援を頂きながら、力を合わせて目的達成に向け尽力してまいりますと存じます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



理事 安部 佳秀
トステム鈴木シャッター(株)社長



東日本支部長 牛頭 憲治
協立サッシ(株)社長

新年明けましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になり、誠に有難うございました。本年もよろしくお願い申し上げます。

さて、米国のサブプライムローンに端を発した 100 年に一度といわれる未曾有の世界的な不況が日本にも波及し、深刻な経済状況となっています。また、われわれを取り巻く建築関連業界においても、昨年後半には幾分治まっ

たとはいえ、一昨年の改正建築基準法や鋼材の値上がりの影響が残っており、今年に入っても、先行き不透明な状況が続くと思われます。

当協会の東日本支部としては、ドアやシャッターの製造会社、販売会社、或いは両方の職域を持った会社と、同じ業界でも違った顔を持つ会社の集まりではありますが、当協会での実務的な共通テーマを模索し、昨年は期待通りの活動ができなかった面もありますが、今年は、皆様の積極的な参画によって有意義な企画を実行したいと思っております。

皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



西日本支部長 森田 豊二郎
ダイワ(株) 社長

会員サービスの一層の充実を

皆様のお陰をもちまして、昨年会員数が200社に達しました。西日本支部では地域内の目ぼしい企業にほとんど入会していただきましたので、現状がほぼ限界であろうと考えられます。

今後の課題は組織固めであり、それを担うのは支部活動です。経営環境は厳しさを増し、殊に中小企業にとっては

JSDA 会員の皆さま、明けましておめでとうございます。

昨年4月より運営委員会の委員長に就任し、皆さまの協力のもと諸事業を推進してまいりました。本委員会の役割は、協会の事業計画を迅速かつ確実に具現化し推進して行くことだと認識しています。

今年度の重要課題は、①防火設備の点検資格者制度の具体化、②取引の契約適正化の推進です。①については、国交省内に設立されたワーキンググループに委員を派遣し、点検に関する業務のあるべき姿を実現するために、行政に対し積極的に働きかけているところです。保守点検専門技術者養成のための講習会も全国各地で積極的に開催する計

受難の時代が続きますが、このような時にこそ協会が会員サービスの一層の充実に努めることが肝要です。

これまで当支部では会員の皆様のご要望に応じて、防火・防煙シャッターの国土交通大臣認定(CAS-0350)を取得していただく事業、シャッターの耐風強度計算ソフトの開発等を推進してきましたが、何れの場合も技術を維持するためにアフター・ケアが不可欠であります。加えて、毎年開催している講習会への参加等、会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

画です。②に関しては、シャッター・ドアに携わる者の資質向上を目的に「ドア標準納まり図研修」「工事見積もり条件等研修」を引き続き実施いたします。

業界を取り巻く環境は厳しさが続きますが、JSDAの業務が社会からより高く評価されるよう尽力いたしますので、より一層のご支援ご指導のほど、お願い申し上げます。



運営委員長 市岡 次郎
三和シャッター工業(株) 取締役常務執行役員



基準委員長 岡田 敏夫
東洋シャッター(株) 取締役常務執行役員

明けましておめでとうございます。

当基準委員会は、平成12年に協会の自主的な技術基準策定を促進する目的で、基準化推進協議会として設置されてよりおよそ8年が経過し、その間、諸先輩と各委員のご尽力の下、数多くの自主基準やガイドライン等の制定を行ってまいりました。

また、昨年は、協会組織における役割も従前の横断的な調整型から各技術系の常設委員会を集約した自主完結型の

基準委員会へと一新いたしました。近年、製品の技術も高度化・多様化し、安全・安心重視の中での関連法規の変化への対応など当委員会の真価が問われる時代となっておりますが、各委員会及び会員各社の委員の皆様は、そうした対応に真剣に取り組んで頂いております。こうした取り組みが、今後、様々な形で成果として結実するものと存じますが、会員各社の一層のご理解とご協力をお願いする次第でございます。最後に、積年の課題であった『標準用語集』をこの3月には発刊できる予定です。会員各社におきまして教材等として有意義に活用して頂ければ幸いです。

会員の皆様、明けましておめでとうございます。

昨年は急激な経済不況が世界を席卷し大きな痛手を蒙りました。我々の置かれております建設関連業界も例外ではなく、原材料の高騰、改正建築基準法等の影響で大変厳しい1年を過ごしました。本年は少しでも明るい年になりますことを祈念しております。

当協会企画委員会は、主目的として会員の増強、会員交流の促進、及び支部活動の支援を行うことになっております。

本年は、昨年より継続案件として公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が平成18年6月に公布されたことに伴い、当協会も公益社団法人に移行する事を目的として法律に基づいた定款にすべく協議を重ねております。

協会内に設置されました公益社団法人移行特別委員会のご指導を頂きながら、この3月までに定款の素案を特別委員会に提出の予定です。

また、本来の目的であります会員の増強、会員交流の促進、支部活動の支援につきましてもさらに力を注いで取り組んでまいります。

今後とも、会員の皆様のご支援ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。



企画委員長 篠塚 裕康
文化シャッター(株) 執行役員

「平成20年度スチール・ドア契約適正化全国研修会」

開催される!

「スチール・ドア契約適正化全国研修会」は、平成15年度からスタート、当初は（社）日本サッシ協会の主催であった。当協会が共催に加わったのは平成17年からで、その後、毎年開催されている。平成18年からは（財）建設業振興基金にご協賛いただき、それ以降、（社）日本サッシ協会、（社）カーテンウォール・防火開口部協会と当協会の三者共催で実施してきている。

平成20年度は、表のとおり10月15日～25日の期間、全国10会場で開催され、参加者は過去最高の356名を数えた。テーマとしては、①建設会社見積条件の一覧と留意点②防火戸の運用の解説（関連法規・種類と構造・

安全性）③製作・施工要領書標準モデル④納まり図作成の標準化⑤建設業法令ガイドラインについて⑥契約適正化（文書化）の推進などであった。

この研修会の目的は、スチール・ドアに関しての契約締結適正化の推進として、国土交通省の標準仕様書を基本に、設計事務所の特記仕様書の解説と積算作業時のポイントを理解し、正しい見積りに基づく適正な契約を締結するためとしており、これによりドア事業者のスキルアップを目指している。受講対象は、共催団体の会員企業の積算担当、営業担当の他、非会員企業の関係者であり、さらに流通業者の営業担当者なども参加した。

- 講師は、田中サッシ工業の麦田十郎氏をリーダーとして、次のメンバーが担当した。

リーダー：麦田十郎（田中サッシ工業）

委員：桑田則幸（三和シャッター工業）、神田 潤一郎（文化シャッター）、大石浩二郎（大電鋼機）、日野利昭（協立サッシ）、小松康男（手島製作所）、田淵正博（日鋼サッシ製作所）

- 開催場所・日程

開催場所	日 程	研修会場
北海道・札幌	10・15（水）	北海道中小企業会館
東北・仙台	10・21（火）	（財）みやぎ婦人会館 3階孔雀
関東・亀戸	10・24（金）	亀戸文化センター 9階展示室
関東・大宮	10・23（木）	大宮ソニックシティ 905号室
北陸・金沢	10・16（木）	金沢勤労者プラザ 101研修室
東海・名古屋	10・21（火）	東別院会館 「椿の間」
関西・大阪	10・15（水）	アルフィック大阪 307号室
中国・広島	10・21（火）	RCC文化センター6階B3号室
四国・高松	10・22（水）	高松テルサ 2階第一文化教養室
九州・福岡	10・15（水）	福岡商工会議所 605会議室



ご存じですか？

経営改善や経営革新を支援する『ワンストップサービスセンター事業』の活用法！
JSDA は、相談受付窓口になっています！

■ 無料で相談が受けられます ■

国土交通省では平成 17 年度より、厳しい経営環境にある中小・中堅建設業者の経営改善や経営革新等を支援する「ワンストップサービスセンター事業」を実施しています。当協会では、支援事業の委託を受けた（財）建設業振興基金から相談窓口業務を受託しています。

この支援事業は、地域を営業基盤とする中小・中堅建設業者を対象としたもので、全国 84 ケ所に建設業総合相談受付窓口が設置されています。受付窓口では相談内容に応じて、関連する資料の提供や専門の相談窓口を紹介するほ

か、相談者が経営上の具体的、個別的な相談を希望する場合には、中小企業診断士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の建設業経営支援アドバイザーを派遣しています（1 回 3 時間程度、2 回までは無料）。

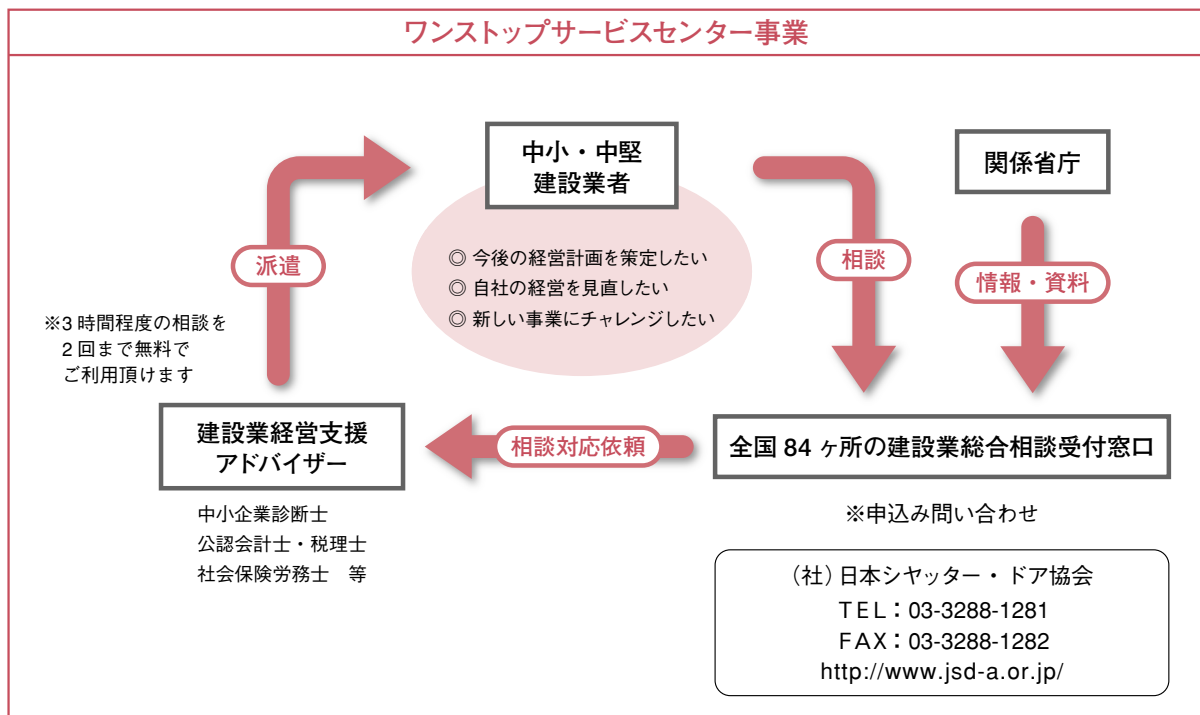


図 1 ワンストップサービスセンター事業の構造

■ 経営全般から新事業の取り組みまで ■

全国の相談受付窓口には、「事業のさらなる発展のための助成制度を教えてください」、「環境事業進出に向けた具体的なアドバイスが欲しい」、「危機的状況から脱出したい」といった経営全般の相談から、財務・資金調達、人事・労務・人材育成、新分野進出、組織再編まで様々な相談が寄せられています。この中で国土交通省が支援を進めているのが、新分野への進出です。中小・中堅建設業者は特に、建設業で培われた経営資源を活用しやすいリフォーム分野、環境・リサイクル分野へ進出する傾向が見受けられます。サッシ業者が自社開発のサンルームで住宅リフォーム分野に参入した例や、内装原料の製造・販売業者が木質廃材を原料とした内装建材を開発した例など、同じ建設関連分野で商品開発を積極的に行っている一方で、自社の経営



資源を活用しつつ、外部と連携しノウハウ等を補完しながら取り組む非建設関連分野についても、興味を示す企業が増えています。例えば、高齢化社会に対応した分野は、平成12年の介護保険制度導入により、

民間企業の介護サービス事業への進出が可能になり、平成18年度の改正で需要はさらに拡大しています。農業分野においても、平成15年4月に施行された構造改革特別区域法や平成17年9月に施行された改正農業経営基盤強化促進法により、農業生産法人以外の法人のリース方式による農地の権利取得が可能になっています。さらに、自治体の指定を受ければ民間企業でも受託できる指定管理者制度により、公共施設の管理事業も可能になっています。

その他にも、ITを活用した建設工場のコストダウンやシステムの開発・販売、企業連携、海外進出、事業の多角化など様々な経営改善の支援が多々行われています。



当協会では、皆様方の相談内容に応じて建設業経営支援アドバイザーをご紹介しますので、協会事務局（担当：栗原、TEL 03-3288-1281）までお問い合わせください。なお、(財)建設業振興基金ではwebでの相談申込みご利用いただけます。

ワンストップサービスセンター事業 建設業総合相談受付窓口 お問い合わせ先

ホームページ <http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/>

- (財)建設業振興基金 構造改善センター 03-5473-4572
- 国土交通省の各地方整備局等 (全国10ヶ所)
- (社)全国建設業協会及び各都道府県建設業協会 (全国48ヶ所)
- (社)建設産業専門団体連合会及びその一部会員団体 (全国25ヶ所)

■ 相談の事例集 (Q & A) ■

1. 経営全般の相談

Q. これからの建設業の経営のポイントとは？

A. 建設投資が激減し、市場が縮小する中で、競争が激化しており、受注減と利益率低下が続いています。しかし、たとえ市場規模が縮小しても、建設業が不要になることはありません。建設業の役割と御社の実績に誇りを持ったうえで、この厳しい環境をしっかりと見据えて「足腰の強い企業」に向けた経営革新に取り組んでいきましょう。この厳しい時代を新しいビジネスを確立するチャンスと捉え挑戦していくことが問われているのです。

2. 財務・資金調達の相談

Q. 資金繰りのことで銀行と交渉しなければと頭が痛いのですが、どんな準備をして、何を話せばいいのでしょうか？

A. 銀行との交渉は、銀行の不安を拭いながら、御社の事業継続と銀行との利益とが折り合える着地点を探す作

業といえます。決して情に訴えるのではなく、銀行を説得できるよう事業計画を立て、返済の見通しを示しながら、返済期間の延長や返済額の縮小など返済条件の見直しを求めなければなりません。そして、隠しごとを避け、「数字」と「証拠」にもとづいた明るい見通しを示すことがポイントです。具体的には、①経営改善計画書、②予想損益計画書（1年分）、③予想資金繰表（1年分）、④現時点の試算表、損益計算書、資金繰表を準備してください。銀行とのコミュニケーションは、御社が生き残る意志と見通しを「見える形」にするプロセスでもあります。それは結果的に、従業員や取引先から信頼を勝ち取ることにつながるのです。



3. 人材確保・育成の相談

Q. 良い人材を確保するにはどうすればいいのでしょうか？また、雇用促進で活用できる補助はありますか？

A. 期待する人材を見つけるには経営者自身がアンテナを伸ばして、自社ホームページでの求人、中堅・大手でのリストラ情報の収集、異業種の経営者同士での情報交換、人材派遣会社での情報収集に取り組みながら、「これは」と思う人を探すことが重要です。また、採用後も人づくりは一朝一夕にはいきませんが、社員それぞれが力を発揮できるマネジメントシステムにするため、成功・失敗の事例をしっかり分析しながら、継続的改善の仕組みをつくり上げていきましょう。

「特定求職者雇用開発助成金」という制度では、企業60～64歳の人、障害のある人、母子家庭の母親を職業安定所の紹介で採用した場合、賃金の一部が助成されます。また、新規創業から6ヶ月以内の企業または新規成長分野に進出する旨を届けた企業は、「中小企業基盤人材確保助成金」の対象になります。

Q. 年功序列を変えたいと思っておりますが、どのように進めればいいのでしょうか？

A. 定年制導入など雇用条件を大きく変えるときには、まず社内をよく話し合い、お互い納得のうえで進めることが大切です。年金を受給している65歳以上の従業員には、フルタイム勤務ではなく、パートタイム勤務を進めてはどうでしょうか。60歳以上65歳未満の従業員については、年金の受給手続き等も考えて、人件費負担の軽減を図りましょう。その際、緩やかにリタイアへの移行を考え、社内での表彰制度や技術アドバイザー制度の創設等、生きがいや満足度で報いる制度を導入するといいいでしょう。自分の動きや実績が若い人の役に立ち、会社からも認められているとう実感はモチベーションの維持、向上に役立ちます。

4. 新分野進出等の相談

Q. 建設業者の新分野進出の留意点を教えてください

A. 慣れない新分野に進出して失敗する業者も少なくありません。そこで、ここでは留意すべき点を3つあげておきます。

①「社会のニーズを見極める」

自分にとって新分野でも、世間ではすでに成熟した事業で、新規参入が難しいことがあります。

②「好きこそものの上手なれ」

新分野といってもまったくゼロからの出発より、自社の「強み」を生かせる分野、経営者が過去に慣れ親しんでいた好きな分野に乗り出すのが望ましいでしょう。自社の得意技と消費者のニーズの接点に成功があります。



③「小さく産んで大きく育てる」

新分野進出はリスクをとともなう挑戦です。リスクを避けてばかりというわけにはいきませんが、本業が不振なうえに新分野で大赤字となれば、経営が傾いてしまいます。他社との連携などリスクのシェアも図りながら、まずは手堅く始め、ノウハウと成功体験を蓄積していきましょう。

5. 組織再編等の相談

Q. 同業他社をM & Aするメリットとデメリットを教えてください

A. M & Aを検討するにあたっては、相手企業の資産状況、ノウハウ・技術、取引先が重要ですが、とりわけ資産状況を慎重に分析しなければなりません。決算報告書3期分と財産目録等での慎重な検討が望めます。M & Aのメリットとしては、①経営事項審査のポイントが5年は加算される、②顧客が引き継がれる、③相手企業がほかの市町村であれば、その地域での入札が可能となるなどがあげられます。デメリットとしては、人件費などの経費が膨らむことがあげられ、費用の割に売上が上がらないことが多いと言われます。

Q. 新事業での新会社設立によるメリットとデメリットを教えてください

A. 新分野の事業に携わる会社を新たに設立する場合、できたばかりで実績のない新会社が金融機関から多額の融資を受けるのは一般に困難ですが、成長が期待される事業内容で、御社が連帯保証するなら借りられる可能性も出てきます。また建設業の会社が他事業も抱えると、新たに固定資産と借入れが同時に増えることになりデメリットが大きいので、新事業は新会社で行うことを検討する必要があります。

6. その他の相談

Q. ホームページの評判が著しくありません。リニューアルの秘訣を教えてください。



A. ホームページの要はIT技術ではなく、マーケティングであることを理解してください。フラッシュは使わず、シンプルなつくりで構わないので、市販のひな型を採用し、文章と写真を流し込むことで簡易に作成しましょう。言い換えれば、社員の手で随時更新できる範囲の技術を選ぶということです。また、ホームページを補完し、随時迅速に情報発信できるツールとしてブログ（簡易ホームページ）を活用するといいでしょう。あれこれ技術を駆使するよりも、何を伝えるかの中身にこだわり、つくりはシンプルに、そして頻繁に更新するよう心がけてください。

註）本企画は、(財)建設業振興基金「ワンストップサービスセンター事業」のホームページから引用・転載させていただきました。

はじめに

人事労務委員会では、経営者並びに社員の皆様が会社内でかかわる可能性が高い法律について紹介していきます。法律とはとかくややこしいものではありませんが、このQ & Aがみなさんのご理解の一助となれば幸いです。

第1回目として公益通報制度について紹介します。

「公益通報者保護法」を簡単に言うとどういう法律ですか？

公益通報者保護法は、労働者が、事業者内部の一定の犯罪行為やその他の法令違反行為について、①**事業者内部** ②**行政機関** ③**その他の事業者外部**のいずれかに対し、通報先に応じた「**保護要件**」（下記）を満たした通報を行った場合に、通報者が公益通報したことを理由とする①**解雇の無効** ②**労働者派遣契約の解除の無効** ③**不利益取扱いの禁止**を定めています。

通報先に応じた保護要件とはどういうことですか？

以下の通り、3つの通報先に応じて、それぞれ保護要件が定められています。保護要件に該当しない通報を行った場合は保護の対象となりません。

1. 事業者内部

①不正の目的で行われた通報でないこと

2. 行政機関 処分等を有する行政機関

①に加えて、

②通報内容が真実であると信ずるに足りる相当の理由があること

3. その他の事業者外部 報道機関、労働組合など

行政機関の保護要件に加えて、

③次のいずれか一つを満たすこと

(1)事業者内部や行政機関に通報すると不利益な取扱いを受けるおそれがある場合

例：以前、同僚が事業者内部に通報したところ、それを理由として解雇されたような例がある場合

(2)事業者内部への通報では証拠が隠滅されるなどのおそれがある場合

例：事業ぐるみで法令違反が行われている場合

(3)事業者から事業者内部又は行政機関に通報しないことを正当な理由なく要求された場合

例：誰にも言わないように上司から口止めされた場合

(4)書面により事業者内部へ通報しても20日以内に調査を行う旨の通知がない場合又は正当な理由無く調査を行わない場合

例：事業者内部に書面で連絡して20日を経過後も何の連絡もない場合

(5)人の生命・身体への危害が発生する急迫した危険がある場合
例：安全規制に違反して被害が発生する危険のある製品が消費者に販売されている場合

なぜ、通報先によって保護要件が違うのですか？

事業所内への通報は、企業イメージが下がる恐れが少ないのに対し、事業者外部への通報は、著しく企業イメージの低下に繋がる可能性があるため、外部への通報に対する保護要件は厳しくなっています。

「公益通報」の対象となるのはどういう場合ですか？

個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、**公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護**にかかわる法律として下記に掲げる法律に規定する犯罪が生じ、又は生じようとしている場合に対象になります。

「刑法、食品衛生法、証券取引法、JAS法、大気汚染防止法、個人情報保護法、その他制令で定めた406の法律」

事業主が行うこととしては何がありますか？

常時10人以上の労働者を使用している事業場では、公益通報者の保護に関する社内規定を整備することが必要です。その規定の中で内部通報の対応窓口を設ける必要があります。この通報窓口は、外部の弁護士事務所に委託することも出来ます。

内部告発をしたらクビにならないか心配する声がありますが？

近年の食品の偽装表示や違法な人材派遣などにみられるように、**企業不祥事は内部告発により発覚する例が多い**とされています。

内部告発は企業の自浄作用を促す役割を果たしており、企業の発展の一助となり得ることは否定できません。ただし、ここで気になるのが、社員が社内での違法行為について**通報を行った場合に、会社側からの不利益な扱いを受けるのではないか？**ということではないでしょうか。「違法行為がある、でも通報したらクビになったり左遷されるおそれがある……」という不安がつかまとうのではないのでしょうか。

このような状況を踏まえ、「**公益通報者保護法**」は公益のために通報を行ったことを理由として、労働者が解雇等の不利益な取り扱いをされることを禁止しています。

まとめ

社内でも違法行為が生じたり、生じようとしている場合、社員は、**保護要件を満たしていれば、不利益な取り扱いをされる恐れなく通報することができます。**

それに対し事業主は、迅速かつ適正な対応をしなければなりません。こうしたことが不正を未然に防ぐ事になり、ひいては安全な職場作りにつながるのです。

防犯環境設計



東京大学工学部都市工学科
教授 小出 治

日本への防犯環境設計が「安全・安心まちづくり推進要綱」（平成12年）として導入され、ハード対策が防犯対策として認知されたことは意義深い。背景として1980年代にイギリス・米国を中心に従来の対策に対しより実践的な対策手法が認知されてきたことがあり、それなりの実績が認められてきたことがある。しかし、警察庁によるトップダウンでの欧米思想の導入は、要綱制定時の犯罪状況の悪化とその即時的対策を希求した地方自治体には届かず、住民パトロールを中心とした防犯活動支援へ主軸を移すことになる。推進要綱と同時期に制定された大阪府の安全・安心まちづくり条例（平成14年）、東京都の同条例（平成15年）には環境設計による対策が掲げられているが、直後に制定され始めた市レベルでの同種条例では環境設計には触れず、市民の防犯活動支援策が中心となっている。

防犯環境設計はニューマン以降の研究を日本的にアレンジしたもので、4つの原則として紹介したものとなっている。(1)対象物の強化(2)接近性の制御(3)監視性の強化(4)領域性の確保が4つの原則で設計上の基本概念となっている。実際にはどう具体化するかは明確でなく、導入に際して日本の事例を基に紹介しており、普及において問題があった。また、接近性の制御(アクセスのコントロール)が中心的概念であり、排他的な空間設計になり、その後のニュー・アーバニズムに代表される開かれた設計概念と矛盾することになる。(1)の対象物の強化は住宅のドアや窓などを強化することにより犯罪予防しようとするものであり、理解しやすい。CP部品の開発はこの概念によるものであり、英国基準などが参考にされた。(2)の接近性の制御は対象物への動線をできるだけ少なくし、環視性の効果を上げようとするものである。米国においては道路を利用した犯罪機会を減少させるため、格子状で誰でも、何処へも通過可能な道路形態を避け、行き止まりや袋小路状に道路形態を変えたり、現状の道路を通過困難にしたりした。また、80年以降広範に展開された郊外開発では数世帯でしか利用できない道路を段階的に幹線道路に結びつけていくクラスター形態の住宅地開発が定着した。

環境設計の中心概念であり、米国で盛んに取り入れられ定着していったものであるが、日本においてはコミュニティ道路事業など類似のものはあるが、防犯対策として動線、特に道路をいじることは例外的とされた。また、共同住宅の防犯設計においても、エントランスの強化は組み込まれているが、敷地への動線管理は考慮外となってしまった。ましてや道路の公から民への移管替えなどは全く日本には馴染まないものであった。(3)の監視性の強化であるが、人の眼を抑止力として評価したものである。犯罪者の犯罪をあきらめた理由のトップにくるものであり、環境設計の基本的抑止力と考えられている。実際には防犯カメラなど補助的設備が人の眼を凌いで普及することになった。本来の監視性は自然監視性の訳であり、人目に付きやすいように動線を設計することに環境設計の主旨があるが、動線管理が不可能という前提で人の眼にかわる機械の眼が普及することになる。(4)の領域性の確保であるが、人目が烏合の衆にならないために、不審者に関心を向けるには地域への愛着感を増し、興味を引き出すことが重要であると解釈された。その延長線上に断絶された地域コミュニティの復活が希求された。意識すれば縄張りをつくることであり、米国においては私有地と道路の間に線を引く事や私有地の境にシンボルとなる門やアーチを設けることである。ニューマンの研究において道路に面した住宅地の犯罪を減少させるためには公(パブリック)と私(プライベート)の空間の関係を半公私(セミ・パブリック)な空間を利用し体系化することによる成果として出されたもので、住民の意識には言及していない。むしろ、第2世代CPTEDという流れのなかで環境設計を実施する主体づくりへ重点が傾倒していく中で住民のコミュニティ意識の重要性が主張されるようになったと考える。CPTEDを制度化し、警察主導で町のデザインへ防犯的観点を導入した英国においても、閉鎖的、防御的まちづくりとして批判されることもある。

英国における警察主導の建築へのコミットはSBD(Secured By Design)という制度で実現している。建築担当官(Architecture Liaison Officer)という専門官をつくり、開発への許可に際して相談をすることになっている。ALOは警察管区に1人程度で日本では県警に一人程度であり、重要案件、大規模開発に携わり、各署単位では現場の警察官の独自の活動となっている。初期の大阪、東京の条例では警察との事前協議という型で導入されたものである。

●シャッター

■過去1年間推移

(㎡、前年比・電動化率%)

	H19. 11月	12月	H20. 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
重量	132,554	101,417	98,327	121,545	133,739	130,297	127,399	141,358	143,326	111,817	128,688	118,520
前年比	3.9	-21.5	-8.2	13.6	9.4	17.0	8.4	29.8	7.9	-8.0	0.9	-8.0
軽量	226,707	198,757	150,664	175,857	199,893	208,332	203,349	200,916	212,654	172,829	189,594	201,223
前年比	-18.7	-18.5	-14.1	-10.8	-13.8	-5.8	-11.3	-10.7	-3.9	-15.0	-7.3	-13.5
電動化率	26.1	26.9	26.0	25.9	24.5	24.7	25.2	25.0	25.7	25.7	26.2	26.0
グリル	7,063	6,261	4,925	5,956	6,485	4,772	5,323	4,566	5,382	4,443	5,039	5,882
前年比	-6.8	-28.8	-20.9	-17.9	-25.8	-28.7	-15.5	-41.6	-16.1	-30.2	-30.2	-22.3
OHD	20,588	20,034	17,899	19,360	17,152	15,020	15,689	17,861	18,026	17,758	22,983	21,172
前年比	-31.3	-31.4	-12.8	-18.2	-20.9	-19.9	-20.9	-5.0	-20.7	-9.1	2.6	-9.9
合計	386,912	326,469	271,815	322,718	357,269	358,421	351,760	364,701	379,388	306,847	346,304	346,797
前年比	-12.9	-20.6	-12.1	-3.7	-7.1	0.2	-5.7	1.2	-1.0	-12.5	-4.2	-11.7

■出荷数量年間推移(4月～翌年3月累計)

(㎡、前年比%)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
重量	1,737,110	1,775,359	1,574,810	1,286,780	1,492,832	1,097,308	1,208,205	1,328,258	1,480,370	1,494,399	1,534,218	1,436,147
前年比	1.7	2.2	-11.3	-18.3	16.0	-26.5	10.1	9.9	11.5	0.9	2.7	-6.4
軽量	4,730,120	4,195,575	3,896,089	3,732,420	3,487,158	3,333,097	3,190,771	3,038,800	3,473,445	2,935,834	2,870,835	2,488,705
前年比	4.1	-11.3	-7.1	-4.2	-6.6	-4.4	-4.3	-4.8	14.3	-15.5	-2.2	-13.3
グリル	114,051	111,020	103,457	108,042	114,744	103,625	101,043	96,616	100,736	100,244	90,613	79,068
前年比	4.9	-2.7	-6.8	4.4	6.2	-9.7	-2.5	-4.4	4.3	-0.5	-9.6	-12.7
OHD	464,464	435,581	368,259	328,943	343,957	314,316	299,460	285,952	323,150	297,659	289,307	240,579
前年比	11.3	-6.2	-15.5	-10.7	4.6	-8.6	-4.7	-4.5	13.0	-7.9	-2.8	-16.8
合計	7,045,745	6,517,535	5,942,615	5,456,185	5,438,691	4,848,346	4,799,479	4,749,626	5,377,701	4,828,136	4,784,973	4,244,499
前年比	3.9	-7.5	-8.8	-8.2	-0.3	-10.9	-1.0	-1.0	13.2	-10.2	-0.9	-11.3

●ドア

■過去1年間推移

(枚、前年比%)

	H19. 11月	12月	H20. 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
鋼製重量ドア	59,605	55,489	50,942	51,558	53,777	33,684	34,181	36,396	40,217	37,833	47,110	41,226
前年比	3.6	0.7	-3.2	-13.7	-18.6	-22.3	-29.3	-31.4	-21.7	-27.3	-18.9	-29.3
鋼製軽量ドア	93,568	109,449	98,877	98,953	70,548	59,705	63,005	71,575	74,901	66,745	65,360	77,681
前年比	-3.5	2.5	0.8	-3.0	-10.2	-2.1	-4.3	-10.7	-15.7	-19.3	-6.5	-9.7

■出荷数量推移(年度)

(枚、前年比%)

	H15	H16	H17	H18	H19
鋼製重量ドア	630,028	557,553	623,432	639,514	635,875
前年比	—	-11.5	11.8	2.6	-0.6
鋼製軽量ドア	894,050	896,529	956,026	971,002	1,003,218
前年比	—	0.3	6.6	1.6	3.3

注)・「鋼製重量ドア」は鋼製建具を、「鋼製軽量ドア」は鋼製軽量建具を指します。

・鋼製重量ドアは、ガスチャンバー、点検口を含みます。

・鋼製軽量ドアは、日本鋼製軽量ドア協議会の統計によります。

「新日鉄の高耐食性めっき鋼板」

金属の腐食に頭を抱えている方、工程省略や部材のコストダウンを模索している方、

ぜひ、ご相談ください。

SUPERDYMA[®]

スーパーダイマ

with 新日鉄, to win!

新日本製鐵
薄板事業部

スーパーダイマの詳しいご案内は
スーパーダイマホームページ URL/
<http://www.nsc.co.jp/usuita/superdyma>

お問い合わせは
E-mail
superdym@hq.nsc.co.jp

住友金属



住友金属工業株式会社

お問い合わせ先
〒104-6111 東京都中央区晴海1-18-11(トリトンスクエア)
薄板営業部 TEL:03-4416-6333 FAX:03-4416-6359
〒541-0041 大阪府中央区北浜4-5-3(住友ビル)
大阪薄板営業部 TEL:06-6220-5590 FAX:06-6220-5970

住友の環境対応型薄板製品シリーズ クロムフリー表面処理鋼板

電気亜鉛めっき鋼板

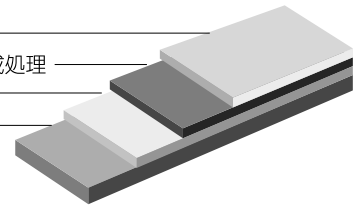
スミジंकNEOコートT1

■特長

1. 導電性と耐食性のバランスに優れた性能を有しています。
2. 耐型かじり性に優れており、金型寿命を向上させます。

被膜構成

有機被膜
クロムフリー化成処理
電気亜鉛めっき
鋼板



熔融亜鉛めっき鋼板

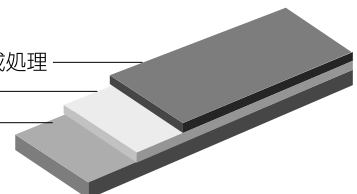
タフジंकNEOコートK

■特長

1. クロムを全く含まない特殊樹脂による新化成処理製品です。
2. 従来のクロメート処理表面処理鋼板と同等の性能を有しています。

被膜構成

クロムフリー化成処理
熔融亜鉛めっき
鋼板





ZAM

詳しくはホームページをご覧ください。
www.nisshin-steel.co.jp



日新製鋼は、ZAMを通じて お客様の無限の可能性を拡げていきます。

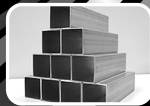
※ZAMとは、亜鉛-アルミニウム6%-マグネシウム3%のめっき層を持つ新しい溶融めっき鋼板です。



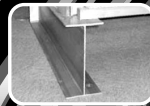
さまざまな形状が
ご提供可能です。



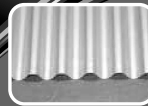
丸型鋼管



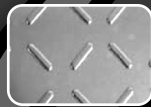
角型鋼管



溶接軽量形鋼



波板



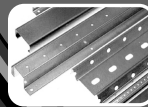
ノンスリップメタル



一般構造材軽量形鋼



特殊形鋼



フレノッチ形鋼



シャッター

用途：薄板建材全般

ZAMは、「性能」「コスト」「環境」の“トリプルメリット”。



ちょっと高くてもお買い得、ZAM。

性能

亜鉛めっき製品(当社製品名ベントタイト®)に比べて10~20倍の耐食性。亜鉛-5%アルミめっき製品(当社製品名カルタイト®)と比べても5~8倍の耐食性を誇ります。

コスト

腐食環境の厳しい用途に耐え得ることから、熱浸漬溶融亜鉛めっき(後めっき)やユニクロめっきの代替としてご使用いただくことができ、お客様の工程省略が図れます。

環境

「少ないめっき付着量で高耐食性が得られる」、「長寿命化が図れる」という観点から、省資源対応の製品としての展開が期待されています。

●建築基準法第37条第2号認定取得 ●日本住宅性能表示基準に従って表示すべき劣化対策等級(構造躯体等)の特別評価方法認定取得 ●建築施工技術・技術審査証明書取得 ●建設技術審査証明書取得(土木系材料)

日新製鋼株式会社

〒100-8366 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル TEL.03-3216-5166

RYOBI

リョービドアクローザ H8シリーズ

怪カドアクローザが登場!!

特長
1

トルク調整機能標準装備
ドアサイズDW1500~2500mm
(140~350kg)まで対応

特長
2

高い耐錆性能(Cタイプ)
過酷な条件下での使用を想定した
耐錆タイプをラインナップ

H8シリーズと当社1000シリーズとの大きさ比較



H8PV

1000シリーズ
1003P

ナイアガラフォールズ

アメリカとカナダの国境に位置するナイアガラフォールズは、エリー湖からオンタリオ湖に流れるナイアガラ川の途中にあります。このスポットには年間 1,500 万人以上の観光客が訪れますが、その多くはカナダ滝とアメリカ滝を正面から見ることのできるカナダ側を訪れるそうです。また、カナダ側のテーブル・ロックからは、高さ 54m、幅 670m もあるカナダ滝の落ちる瞬間を目の前で見ることができます。

世界有数の観光地として名高いナイアガラ周辺には、カジノや娯楽施設が軒を並べ、また豊富な水量と落差を生かした水力発電所もアメリカ・カナダ側両方にあり、総発電量は 4,400 万キロワットにもなります。



お知らせ

当協会が加盟する「5 団体防犯建物部品普及推進協議会」は、来る 3 月 3 日から 6 日まで東京ビッグサイトで開催される「第 17 回セキュリティ・安全管理総合展 SECURITY SHOW2009」に出展します。期間中、窓シャッターと錠前のサンプルを出展する他、防犯性能の高い建物部品について紹介したパンフレットの内容をパネル展示します。

また、防犯合わせガラスを実際に破壊してその強度を確認するデモンストラーションも行われる予定となっています。

「第 17 回セキュリティ・安全管理総合展 SECURITY SHOW2009」

■期間：3 月 3 日（火）～ 3 月 6 日（金）

■会場：東京ビッグサイト西 1・2 ホール（同協議会ブースは西 2 ホール）

■出展：窓シャッター、錠前他

JSDA 会報 2009 年・新春号

発行日：2009 年 1 月 15 日 通巻第 27 号

発行者：社団法人 日本シャッター・ドア協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-2-3 フナトビル 4F

tel.03-3288-1281（代）／fax.03-3288-1282

URL:<http://www.jsd-a.or.jp>